

市税の納税通知書を送付

通知書が届いたら、内容を確認してください。

納税通知書	送付時期
固定資産税・都市計画税	4月初旬
軽自動車税	5月初旬
市民税・県民税(普通徴収)	6月初旬

市税の納付には 便利で確実な口座振替を

口座振替の申し込みをすると、税金が納期限の日に自動的に引き落とされます。簡単な手続きで納める手間や、納め忘れがなくなります。

手続きは、納期月の1カ月前までに、取扱金融機関で行ってください。

対象税目 固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市民税・県民税(普通徴収)

手続きに必要なもの

- 指定する口座の預貯金通帳
- 通帳に使用している印鑑
- 口座振替を希望する市税の納税通知書
※お問い合わせ番号が記載されています。この番号が不明なときは、収税課までご連絡ください。

取扱金融機関

百五銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三重銀行、第三銀行、三重信用金庫、中京銀行、津信用金庫、商工組合中央金庫、津安芸農業協同組合、三菱UFJ信託銀行、東海労働金庫、三重県信用農業協同組合連合会、三重中央農業協同組合、一志東部農業協同組合、三重信用漁業協同組合連合会、以上の本店、各支店および各出張所、ゆうちょ銀行

納税は忘れず お早めに

納期限を過ぎても税金が納付されていないときは、納期限後20日以内に督促状を発送します。督促状を発送した後は、督促手数料80円を合わせて納めていただくことになります。

また、納期限後に納める場合は、延滞金が加算される場合がありますので、納期限までに納めましょう。税金を滞納していると、やむを得ず財産の差し押さえなどの滞納処分をすることになります。

なお、納期限までに納付がない場合は、市の「納税催告センター」から納税催告の連絡をする場合があります。

コンビニ納付の ご利用を

コンビニから固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市民税・県民税(普通徴収)を納めることもできます。ぜひ、ご利用ください。

ただし、以下の場合、コンビニでは納付できません。

- 納期限を過ぎた場合
- 金額を訂正した場合
- 払込金額が30万円を超える場合
- バーコード読み取りができない場合
- バーコードが印字されていない場合

事業所の皆さんへ

給与支払報告・特別徴収に係る 給与所得者異動届出書の提出を

事業所から特別徴収として給与支払報告書を提出した人や、現在給与から市・県民税が特別徴収されている人が、退職や転勤などで給与の支払いを受けなくなった場合は、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要になります。

問い合わせ 納付に関すること 収税課 ☎229-3135 FAX229-3331(共通)
特別徴収に関すること 市民税課 ☎229-3130